

# 報告企業の形成と支配概念の適用

SPE 連結と金融資産の認識中止を題材として

上 田 晋 一

## 1. はじめに

近年、連結財務諸表の作成のための基礎概念ならびに会計処理に関わる複数の文書が、国際財務報告基準 (IFRS) を開発する国際会計基準審議会 (IASB) によって矢継ぎ早に公表されている。まず、「財務報告に関する概念フレームワーク」の一部に組み込まれることが予定されている報告企業 (Reporting Entity)<sup>1)</sup> 概念に関するものとしては、2008年5月に討議資料「財務報告のための改善された概念フレームワークに関する予備的見解：報告企業」(以下、「予備的見解」と略記、参照記号を PV とする) が公表されている。2010年3月には、IASB による概念フレームワーク・プロジェクトの成果の1つとして、公開草案「財務報告のための概念フレームワーク：報告企業」(以下、「報告企業草案」と略記、参照記号を RE とする) が公表されているが、現時点では当該プロジェクトは完了しておらず、2013年の上半期に報告企業概念を含む討議資料が再度公表される予定となっている<sup>2)</sup>。

一方、連結財務諸表の作成を取り扱う個別具体的な会計基準としては、

- 1) 特に断りのない限り、本稿では考察の題材とする諸文書で使用されている Entity という単語を「企業」と訳している。
- 2) IASB は、2010年9月に4章立ての「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表し、国際会計基準委員会 (IASC) 時代の1989年に公表された既存の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の該当する項を置き換えている。報告企業概念について記述される第2章は現時点では空白であり、今後追加される予定となっている。

2008年12月に公開草案第10号「連結財務諸表」(以下、「連結基準草案」と略記、参照記号をED10とする)が公表され、2011年5月にIFRS第10号「連結財務諸表」として基準化が完了している。さらに、2009年4月には、金融資産の認識中止を取り扱う公開草案「認識の中止 IAS第39号とIFRS第7号の改定案」(以下、「認識中止草案」と略記、参照記号をREとする)が公表され、その内容は2009年11月に公表されたIFRS第9号「金融商品」の一部に取り入れられているが、特別目的会社(SPE)等に代表される「組成された企業」の連結との関係が論点となりうる。

本稿は、報告企業草案、連結基準草案および認識中止草案がほぼ同時期に公表されていることに着目し、予備的見解で示された基本的な考え方とこれらの草案で示された内容との関わりを念頭に置きながら、国際的な会計基準の形成過程において近年惹起された支配概念の適用問題を検討するものである。とりわけ、連結を取り扱う会計基準は、「報告企業」概念の具体的な適用を意図して開発が進められてきた経緯があることから、報告企業草案と連結基準草案を一体的に考察する。次に、それらの草案で示された支配概念に基づくSPE連結の考え方と、認識中止草案で示された支配概念の取扱いとの関連について会計処理の分析を行う。そうした分析を通じて、「企業に対する支配」と「資産に対する支配」という2つの支配概念の整理を行い、連結中心指向が今後いっそう加速するであろう財務報告のフレームワークにおける課題を模索したい<sup>3)</sup>。

## 2. 報告企業概念と連結会計基準

「財務報告に関する概念フレームワーク」では、一般目的財務報告の目的を「現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が、企業へ

---

3) 確定した基準であるIFRS第10号およびIFRS第9号の詳細な整合性分析や、日本基準の考え方との比較分析等は別稿で行う予定であり、本稿の検討対象外である。

資源を提供することに関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」(IASB (2010a) par.OB2) と定めている。このように、報告企業とは、一般的な意味においては1組の財務報告を提供する主体と位置づけることができる。しかし、報告企業草案によれば、単にそれだけの記述では個別具体的な会計基準設定を支援する概念とはなり得ない(PV, par.7)。そこで当該草案は、報告企業の定義をより具体的に次のように示している。

すなわち、報告企業とは「現在のおよび潜在的な株式投資家、融資者およびその他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う上で」「その財務情報が役立つような経済活動の画定された領域 (a circumscribed area of economic activities)」(RE, par.RE2) である。そして、報告企業は法律上の形式には依存せず、複数の企業を包含することもあり、より大きな企業の一部である場合もあることから、支店や事業部といった企業の構成要素も報告企業としての要件を備えることがありうるとされている(RE, pars.RE4-RE6)。

この定義に見られるように、報告企業が「経済活動の画定された領域」であるとするならば、経済活動の領域をどのように画定するのかが次の問題となる<sup>4)</sup>。先に公表されていた予備的見解では、複数の企業間の境界が消滅し、単一の企業とみなせる条件を決定するための3つのモデル、すなわち「支配企業モデル (controlling entity model)」、「共通支配モデル (common control model)」および「リスク経済価値モデル (risks and rewards model)」が比較検討されていた(PV, par.37)<sup>5)</sup>。

支配企業モデルは、財務報告の目的ともっとも整合するモデルであり

- 4) この問題は、連結会計の分野での争点であった「連結範囲の決定問題」と類似している。しかし、ここでは互いに独立した法人格を有する親会社と子会社の結合問題だけが扱われているわけではないことに留意を要する。
- 5) これらのうち共通支配モデルは本稿での検討に直接の関係はないため、これ以上の言及はしない。なお、予備的見解が公表されるに至る経緯や、そこで示される諸モデルの詳細な検討は齋藤(2009)および姜(2009)を参照。

(PV, par.68), 報告企業草案においても採用されているモデルである。それは、「支配」に関する事実の有無に基づき、2つの企業が支配・被支配の関係にあるならば、それらを1つの報告企業とするものである。このモデルを採用する場合、報告企業は支配企業と単一または複数の被支配企業から構成されることから、財務報告において主たる地位を占めるのは連結財務諸表となる (RE, par.RE8)<sup>6)</sup>。

当該モデルの中心的な問題は、「支配」の事実をどのように捉えるかにある。報告企業草案によれば、「ある企業が、自らに対して便益を生み出すように(または損失を抑えるように)他の企業の活動を指図するパワー(power)を有しているならば、当該他の企業を支配」(RE, par.RE7)している。ここで、「パワー」とは一般的な意味においては「何かを指図(direct)できること」をいうが、会計基準においては、単なる代理人の立場から何かを指図しても、通常それを「支配する」とは表現しないことから、「自らが便益を獲得するように」という条件が付けられている (PV, pars.41-47)。当該モデルの適用については、連結基準草案との関連で後述する。

一方、リスク経済価値モデルとは、他の企業の活動によって晒されるリスクと享受する経済価値の水準によって報告企業を画定するアプローチである。予備的見解によれば、当該モデルのもとでは「第1の企業の株主(残余請求権者)の富が、第2の企業の活動によって影響を受けるならば、2つの企業は1つの報告企業として統合」(PV, par.97)される。

しかしながら、予備的見解では、このモデルの具体的適用あたっては次の3点に関する特定化が必要であり、それは困難であろうことが指摘されていた。すなわち、第一に2つ企業の関係についての特定化が必要となり、第二にリスクと経済価値の水準と金額の特定化が必要であり、第三にリスクを負担し経済価値を享受する請求権者の特定化が必要となる。そのよう

---

6) 報告企業草案で示された報告企業概念と連結財務諸表との関連については梅原(2010)を参照。

な特定化を行うためには、多数のブライトライン（数値基準や閾値）を基準において明示する必要性が生じることから、報告企業の範囲を決める基礎としては頑強ではない（PV, pars.104-105）と結論づけている<sup>7)</sup>。

かねてよりリスク経済価値モデルが適しているといわれてきた分野の1つに、SPE 連結を挙げることができる。IASB が公表していた旧解釈指針（SIC）第12号<sup>8)</sup>によれば、SPE とは「限定的かつ十分に明確化された目的を達成するために創設」（SIC12, par.1）された企業を指す。SPE は、営業および財務の方針などの活動内容が事前決定されるなど、「パワー」の存否や所在が不明であると指摘されることがある。したがって、リスク経済価値モデルを棄却するならば、SPE 連結において支配企業モデルを適用できるかどうかが問題となりうる。

この点に関する予備的見解の回答は次のごとくであった。すなわち、SIC 第12号はリスク経済価値モデルに基づくとの指摘があるけれども、リスク経済価値モデルの背後には、便益の大半を獲得し、またはリスクの大半を負担する企業が主導権を握っている可能性が高いという前提が置かれていることから、必ずしも支配企業モデルと矛盾するものではない（PV, par.79）<sup>9)</sup>。このリスク経済価値モデルの適用の問題点については、認識中止草案との関連で後述する。

---

7) IFRS 開発の基本路線が原則主義ベースの基準設定であり、ブライトラインの極力排除がその指針の1つであったことと符合している。

8) SIC 第12号は IFRS 第10号の適用に伴い廃止される。

9) SIC 第12号では、企業と SPE との関係の実質に照らして支配の有無を評価すべきものとされていた（SIC12, par.10）。すなわち、(a) 実質的に、SPE の活動が、企業の特定の事業上の必要に従ってその企業のために行われ、それによりその企業が SPE の運営から便益を獲得しているかどうか、(b) 実質的に、企業が、SPE の活動から便益の大半を獲得する意思決定の力を有するか、あるいは「自動操縦」の仕組みを設定することによって、これらの意思決定の力を委譲しているかどうか、(c) 実質的に、企業が SPE の便益の大半を獲得する権利を有しており、それゆえ、SPE の活動に伴うリスクに晒されているかどうか、(d) 実質的に、企業は、SPE の活動から便益を獲得するために、SPE またはその資産に関連する残余リスクあるいは所有者リスクの大半を留保しているかどうか、である。

以上みたように、予備的見解ならびに報告企業草案では、報告企業の画定が関係するIFRSにおいては、支配企業モデルを軸に基準設定が行われていく基本的路線が示されていた。この路線に沿う形で、ほぼ同時期に公表された公開草案が連結基準草案(ED10)である。この草案は、(当時の)現行基準に対するいくつかの批判に対応するものであり<sup>10)</sup>、支配企業モデルの会計基準レベルでの具体的適用を示すもの(ED10, pars.BC30・BC34)とされている。支配の定義についても、若干の語句を除き、予備的見解および報告企業草案で示されたものと同様である。すなわち、「報告企業は、自らにとってのリターンを生み出すように、他の企業の活動を指図するパワーを有するとき、当該他の企業を支配する」(ED10, par.4)のであり、こうした支配は排他的でなければならないとされている。

連結基準草案では、上記の定義に含まれるパワーの要素とリターンの要素の相互関係を考慮すべきであることが強調されている。パワーは、他企業の戦略的な営業と財務の方針を決定できることであり、典型的には、議決権や議決権を得るオプション等に関連する契約上の取り決め等によって行使される(ED10, pars.8-9)。一方、リターンは、他企業への関与や取り決めから生ずるものであり、変動性を有するとされる。ここでいうリターンとは、例えば、配当、子会社価値の変動、サービシング手数料、信用補完や流動性サポートに関連する収入や損失、子会社精算時の残余持分、税務上の恩恵、親子会社資産の結合シナジー、独占的知識への排他的アクセス、原価節約など、多様なものが含まれるとする(ED10, pars.10-11)。

---

10) 例えば次のような批判に対応するものとされている(ED10, pars.BC7-BC16)。すなわち、現行の連結会計基準であるIAS第27号とSIC第12号は異質なモデルを基礎とするという指摘があること、いずれの基準/指針を適用すべきかに関する範囲が不明確であるという指摘があること、IAS第27号の支配の定義には「パワー」と「便益」を含むが、両者の関係を詳述していないという指摘があること、およびSIC第12号の「限定的かつ十分に明確化された目的」「自動操縦」「リスク」「便益」等の意味が不明であるという指摘があること、などである。

このような新たな支配の定義のもとで、SPE 連結がどのように取り扱われるのかが問題の中心である。連結基準草案では、従来使用されていた SPE という用語に替え、新たに「組成された企業 (structured entity)」と称する概念が示されていた。組成された企業とは、議決権保有や関連する取り決めなどの通常の方法では支配を評価できない企業をいうものとされている (ED10, par.30)。

組成された企業は、SIC 第 12 号が想定していた SPE と大差があるわけではないとされるが (ED10, par.BC99)<sup>11)</sup>、その連結にあたっては、リターンに影響を与える関連事実と状況のすべてを考慮しなければならない (ED10, par.31) とされる。特に、当該企業に対する関与から生ずるリターンの変動性が高いほど、大きなパワーを有する可能性が高いことには留意を要する (ED10, par.33)。つまり、組成された企業に対する支配の有無についての評価は、リターンとパワーという 2 つの要素を考慮して行うべきこととされる。重要な点は、組成された企業の連結に対して特別なクライテリアが用意されているわけではないことである。連結の是非は、支配に関する唯一の定義に照らして、原則主義ベースで決定される。こうした基準は、財務報告の作成者に対して相当程度の判断を要求することになるだろうが、その際のポイントは次の 3 点に要約される。

第一に、SPE の活動の制約を誰が決定したかである。活動の制約とは、契約や設立文書によって、特定の限られた行動しか採ることができないこと (ED10, par.BC102) をいう。例えば、特定の債権に限って保有が認められている SPE では、当該 SPE 参加者のリターンの大きさに影響を与える唯一の活動は債権管理であると考えられることから、債権管理の方法を指図できるパワーを有する当事者が、当該 SPE を支配する主体となる。

第二に、SPE の活動方針の事前決定を誰が定めたかである。事前決定

---

11) 以下、本稿で SPE という場合、連結基準草案が示す組成された企業の定義を満たしているものとする。

とは、予想される事態や特定の事象が生じた際には、特定の行動をとるよう事前に決めておくこと(ED10, par.BC103)をいう。この場合、事前決定を指図した当事者が、当該SPEを支配する主体となる。

第三に、関連する取り決めの内容に対する評価である。例えば、SPEの活動が、譲渡人から固定利付債権を譲り受けて、当該債権から回収したキャッシュ・フローを投資家へ回送(パススルー)することに限定されており、かつ、契約上、一定の期限を過ぎた延滞債権は譲渡人が買い戻す取り決めがなされているようなケースでは、譲渡人が債権より生ずるリターンの変動リスクをすべて負うこととなり、かつ、貸倒債権管理の巧拙がリターンの大きさ影響を与えうる(ED10, par.37)。このようなケースでは譲渡人がSPEを支配する主体となる。

### 3. 企業に対する支配と資産に対する支配

これまでみてきたように、支配は、概念フレームワークにおいては報告企業を画定するための鍵概念とされることが予定されている。またその具体的適用である連結基準草案では、支配は、新たな定義のもとで、ある企業がSPEを含む他の企業を連結する際の評価基準として位置づけられていた。そこでは、支配概念に包含されるパワーとリターンという2つの要素から、他の企業という総体に対する支配の有無が判断されるわけであり、特定の資産項目または資産グループに対する支配の有無が問われるわけではない。

一方で、支配概念は、ある企業が特定の資産項目を支配しているかどうかの文脈でも使用されてきた。このような意味での支配概念は、既存の概念フレームワークにおける資産の定義にみられる。すなわち、「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」(IASB (2010a) par.4.4(a))<sup>12)</sup>。ここで

12) この定義は、IASC時代に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフ



支配は、資産の要件の1つとされており、企業による支配の有無が、ある資産の財政状態計算書への計上が適切であるかどうか（貸借対照表能力）を評価するための規準として位置づけられている。

このように、会計基準においては2つの支配概念が混在する。そこで、報告企業の領域の画定で用いられる支配概念（「企業に対する支配」）と資産の定義にみられる支配概念（「資産に対する支配」）の関係が問題となる。

この問題については、「ある企業」が「他の企業」への支配を介して、「他の企業」が支配する資産を間接的に支配するという解釈が考えられる。しかしながら、予備的見解によれば、そのような解釈は、「ある企業」と「他の企業」が同時に同一資産を支配しているという理解を認めることであり、支配の排他性という性格と矛盾する。したがって、こうした矛盾を避けつつ2つの支配概念の関係を明確にしようとするならば、「他の企業」が「ある企業」に包含されていることを前提としなければならない（PV, par.54-58）。すなわち、まず財務報告の主体である報告企業を画定し、次に当該報告企業に対して資産の定義を適用すべきである（PV, par.62, RE, par. BC12）。

第一段階で「企業に対する支配」を適用し、第二段階で「資産に対する支配」を適用すべきとする予備的見解の回答は、IFRSの基準体系が連結財務報告を前提に組み立てられていることを考慮すれば、一見もっともな主張であるように思える。とはいえ、連結財務諸表の作成プロセスに関する従来の理解では、まず個別財務諸表が個々の企業レベルで作成され、次に、個別財務諸表の合算および連結修正という手続きを経て連結財務諸表が作成される。このように、連結手続において一般的に説明されてきた手順を踏まえるならば、むしろ第一段階で「資産に対する支配」が適用され、

---

レームワーク」で示されていたものであり、IASBの概念フレームワーク・プロジェクトにおいて現段階で未完了である財務諸表の構成要素およびそれらの測定基礎が完了した時点で改訂される予定とされている。

第二段階で「企業に対する支配」が適用されてきたと考えることができる。

逆に「企業に対する支配」を優先し、報告企業の画定をすべての起点とするのが IFRS のアプローチである。このようなアプローチにおいて、個別具体的な会計基準の適用時に問題を惹起する場合がないかどうかをよく検討してみる必要があるだろう。とくに、「資産に対する支配」の有無が特定の資産項目の認識／認識中止の要件として会計基準化されているケースについては、個別財務諸表と連結財務諸表の関係を考察する余地がある。そのようなケースの典型例としては資産流動化を挙げることができる。そこで次節では、資産に対する支配が適用される金融資産譲渡と、企業に対する支配が適用される SPE を介した証券化が、経済的実質の面で同一の事象であることに着目し、設例を通じた分析を実施する。

#### 4. 資産流動化と SPE 連結に対する支配概念の適用

2009年に公表された認識中止草案では、金融資産の認識中止に関する新たなアプローチが提案されていた。それは、当時の IAS 第39号にみられたリスク経済価値と支配の混合テストを廃止し、原則として支配テストのみに基づき金融資産の認識中止を評価するアプローチである<sup>13)</sup>。

リスク経済価値テストとは、金融資産の譲渡人が、譲渡した資産の所有に係わるリスクと便益の実質的すべてを留保しているかどうかに基づき、認識の継続か中止かを評価するテストである。一方、支配テストとは、譲受人が、第三者に資産全体を一方的かつ制約なく売却する実務上の能力を有するかどうかに基づき、認識の継続か中止かを評価するテストである (IAS39, par.23)。

認識中止草案では、IAS 第39号におけるこうしたテストが撤廃され、

---

13) 冒頭で述べたように、この草案の内容は後に IFRS 第9号に取り込まれ、基準化されている。それに伴い、IAS 第39号の関連パラグラフは現在では削除されている。本稿で言及・引用する IAS 第39号は、そうした改正がなされる以前の旧基準版（2009年版）である。

「金融資産は、企業の資産としての要件を満たさなくなったときに認識を中止すべきである」(DE, par.BC2) という簡素な原則が示された。具体的には、資産の定義に照らして、経済的便益の消滅すなわち将来キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したとき、および、経済的便益は存在するものの既にその資産への継続的関与が存在しないとき、または譲受人がその資産を自由に処分できるときに、認識の中止を行うこととされている (DE, pars.17A・BC14)。

IAS 第 39 号も認識中止草案も共に、まず報告企業の画定が優先され(すなわち連結を行い)、次に、外部者に対する金融資産の譲渡時に限って認識中止のクライテリアを満たすかを評価することとされている (DE, par.BC 27)。したがって、資金調達を目的として SPE に債権を譲渡するようなケースは、企業に対する支配と資産に対する支配の双方が関わることとなる。

このようなケースにおける 2 つの支配概念の関係を確認するために、以下では IAS 第 39 号と認識中止草案の規定を設例によって比較検討する。設例 1 では資金調達を目的とする金融資産譲渡を取り上げ、設例 2 では、設例 1 と経済的実質が同様となるような SPE を介した証券化を取り上げる。2 つの設例ではそれぞれ、まず IAS 第 39 号では認識中止の評価がいかなされたのかを確認し、次に、認識中止草案に従えば、IAS 第 39 号に内在した問題点がいかに解決されたのか、または新規の問題点が惹起されたのかを確認する。

**設例 1** (IAS39, par.BC62 を参考に筆者作成)

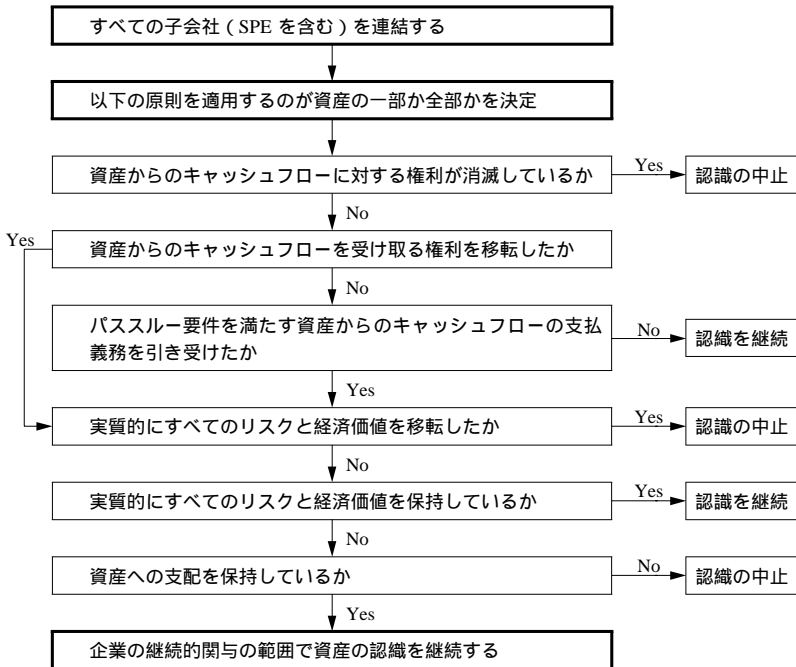
A 社は、期間 5 年の貸付金ポートフォリオ 10,000 円を組成し、その流動化を目的として B 社と次の契約を締結した。A 社は B 社から契約時に 9,000 円を受け取るが、その対価として貸付金回収額の最初の 9,000 円とその利息分を満期時に支払うこととなっている。A 社は、貸

付金回収額の残りの1,000円とその利息分に対する劣後残余持分を留保している。仮に貸付金の回収実績額が9,000円を下回った場合にはA社は貸倒による損失の全額を負担することとなるが、契約上、A社はB社に対して回収実績額のみ支払えばよいものとされ、B社が被る損失を補填する義務はないものとされている。

IAS第39号では、図表1に示されるフローチャートに基づき、金融資産の認識中止が評価されることとなっていた。このフローチャートに従い、設例1で行われる手順を順に述べるならば次の通りである。

最初のステップとして、「企業に対する支配」概念が適用され、すべて

図表1 IAS第39号(改訂前)における金融資産の認識中止のフローチャート (IAS39, par.AG36)



の子会社が連結されるが( ),ここではA社に子会社はないものとする。次に、認識中止の評価の対象が、ある資産の全体なのか一部なのかを決定するが( ),ここでは、金融資産から生ずるキャッシュ・フローを譲渡人と譲受人が比例的割合に応じて受け取ることとなっているならば、評価の対象はその比例割合となるが、それ以外は金融資産の全体が評価の対象とされる。A社は劣後残余持分を留保している(すなわち損失を比例割合で負担しない)ことから、貸付金全体の10,000円が認識中止の評価の対象となる。

次に、キャッシュ・フローに対する権利が消滅したかどうか( )については、消滅していない。キャッシュ・フローを受け取る権利を移転したかどうか( )についても、移転はしていない。パススルー要件<sup>14)</sup>を満たす資産からのキャッシュ・フローの支払義務を引き受けたかどうか( )については、A社は回収額をそのままB社に引き渡すこととされており、それ以外にB社に対する追加的な支払義務を追っていないことから、パススルー要件を満たしていると判断される。

実質的にすべてのリスクと経済価値を移転しているかどうか( )については、A社は劣後残余持分を留保していることから「リスクと経済価値の実質的すべて」を移転していないと判断される。そして、実質的にすべてのリスクと経済価値を保持しているかどうか( )については、リスクと経済価値の測定方法と「実質的すべて」の意味に関して解釈の余地が生ずるが、ここでは予想される貸倒損失の最大額を「実質的すべて」と解する。そうすると、上記の契約時において予想される貸倒損失の最大額が1,000円以上であると見積られる場合には、A社は劣後残余持分の全額を喪失することから、「リスクと経済価値の実質的すべて」を保持してい

---

14) パススルー契約とは、金融資産を構成するキャッシュ・フローに対する契約上の権利を有しているが、そのキャッシュ・フローを第三者に引き渡す契約上の義務を引き受けるタイプの契約をいう。

ると判断される。その場合、貸付金全体の10,000円の認識を継続し、受領した9,000円に対応する負債を計上することとなる。しかしながら、仮に予想される貸倒損失の最大額が500円であるような場合では、「リスクと経済価値の実質的すべて」を移転もしていないし保持もしていないと解釈することもできる。以下では、500円と予想される後者の場合を考える。

支配を保持しているかどうか( )については、A社の劣後残余持分は貸付金全体の10,000円に対するものであることから、B社はA社以外の第三者に当該資産を売却できる実務上の能力を有していない<sup>15)</sup>。したがって、A社は支配を保持していると判断される。

以上のことから、A社は、継続的関与の範囲(すなわち劣後残余持分を引き受けている部分)である1,000円についてのみ金融資産(貸付金)の認識を継続する( )ことが可能となる。換言すれば、A社は、貸付金総額のうち9,000円のオフバランス化を達成できることとなる。このような会計処理の根拠は、IAS第39号によれば、リスクと経済価値に継続して晒されている金額が限定的であることを反映すること(IAS39, par.BC67)にあるとされる。IAS第39号のこうした考え方に準拠した場合における設例1の契約時の仕訳を示すならば次の通りである。

(借) 貸付金の劣後残余持分	1,000	(貸) 貸付金	10,000
現金預金	9,000		

引き続き、SPEを介した証券化のケースを検討する。

**設例 2** (筆者作成)

A社は証券化を目的としてSPEを組成し、期間5年の貸付金ポートフォリオ10,000円を当該SPEに譲渡した。当該SPEは資産担保証券

15) ここでは、B社が受け取るキャッシュ・フローが対象ではなく、資産全体が支配テストの対象となっていることに留意したい。

を発行し、投資家から調達した9,000円をA社に支払った。A社は当該SPEが保有する貸付金ポートフォリオに対して1,000円の劣後残余持分を留保している。なお、満期時に貸付金回収額の最初の9,000円と利息分が投資家に支払われることとなっている。

設例2において、A社はSPEの方針の事前決定や劣後残余持分の保持という「パワー」と「リターン」の観点から、当該SPEを支配しているとみなすことができる。したがって、当該SPEは連結対象となる。このケースにおけるA社のペイオフは設例1と全く変わらない。つまり、A社にとって、金融資産の譲渡契約の締結（設例1）と証券化を目的とするSPEの組成（設例2）は、経済的に同一の事象である。

IAS第39号は、「金融資産の譲渡が認識の中止の要件をみたすかどうかは、譲渡が投資企業に対して直接的に行われるものか、あるいは（中略）連結されているSPEまたは信託を介して行われるものかどうかには左右されない」（IAS39, par.BC64）としている。この記述に従えば、当該SPEを連結した後に認識中止の評価を実施し、それにより設例1と同様に「リスクと経済価値の実質的すべて」を移転もしていないし保持もしていないという結果が導かれなければならない。このような結果を表現する連結財務諸表を作成するためには、次に示す連結修正仕訳が必要となる。

（借）貸付金の劣後残余持分	1,000	（貸）貸付金	10,000
		負債（資産担保証券）	9,000

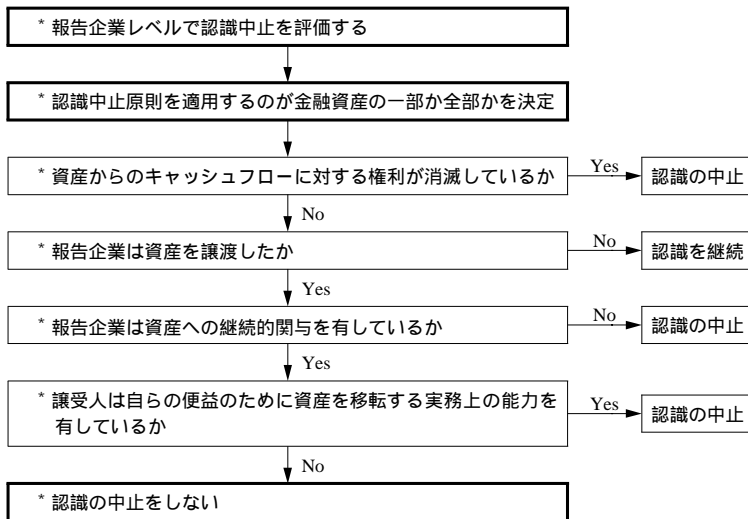
このケースでは、SPEに対する支配（企業に対する支配）を根拠に、A社の連結財務諸表において全面的に認識されたはずのSPE保有金融資産の一部が、認識中止の評価（リスク経済価値テストと支配テストの混合テスト）を事後的に実施することによって、オフバランス化されるという問題が生じている。すなわち、「企業に対する支配」概念の適用によって子会社資

産を全面的に認識する連結手続と、特定資産項目に対する認識／認識中止の評価基準に不整合が生じている。

以上の考察を踏まえ、次は認識中止草案で示された認識中止の評価基準に準拠した場合には、設例1および設例2の結果がどのように異なってくるかを検討する。認識中止草案では、図表2に示されるフローチャートに基づき、金融資産の認識中止を評価すべきこととされている。

まず、設例1のような、劣後残余持分を留保する金融資産の譲渡のケースでは、認識中止原則の適用はその金融資産の一部ではなく全体が対象となり、そのためフローチャートの\*がハードルとなって認識を継続するという結果が導かれる。さらには、設例1のように信用補完が付される流動化の場合には、譲渡人（A社）は譲渡した資産への継続的関与を放棄していないことから、譲受人（B社）はそれを売却する実務上の能力を有していないと解せる。すなわち、支配は移転していない（DE,par.AG52L(c)）。

図表2 認識中止公開草案における金融資産の認識中止のフローチャート（DE, par.AG36A）





したがって、A社は貸付金の全体10,000円の認識を継続し、受領した9,000円に対応する負債も計上することとなる。

設例2は設例1と経済的実質が同様のケースであることから、認識中止の評価の結果として導かれる連結財務諸表は設例1の財務諸表と同様の外観を呈することとなる。すなわち、報告企業であるA社は、\*の段階で当該SPEを連結することによって、投資家から受け取った9,000円に対応する負債を連結財務諸表上で既に認識していることから、追加的な連結修正仕訳は不要となる。リスク経済価値テストを廃し、支配テストに一元化することによって、IAS第39号でみられた不整合の解決が図られていることに留意したい。

## 5. 小括

報告企業概念は、IFRSの概念フレームワークの一部として組み込まれることが予定されていることから、既にIFRS第10号として基準化が完了している連結基準等の具体的適用と結びついて、今後のIFRSならびに各国の基準設定に影響を与える可能性がある。報告企業概念は、企業間の関係を支配・被支配関係でとらえる「支配企業モデル」に依拠して形成されており、そこで提示された支配概念は、通常の企業のみならずSPE等の組成された企業に対しても広く適用できるよう意図されたものであった。そして、財務報告の作成においてはこうした「企業に対する支配」の適用を優先し、次に資産の定義に見られるような「資産に対する支配」を適用すべきとする主張が展開されていた。

本稿では、こうした主張を検討するため、同時期に公表された2つの公開草案、すなわち「企業に対する支配」の適用に重きを置く連結基準草案と、「企業に対する支配」の適用を前提とした上での「資産に対する支配」の適用に重きを置く認識中止草案を取り上げた。本稿は、これら2つの公開草案がともに、旧基準にみられたリスクと経済価値の要素を撤廃してい

る点で共通していることに着目して、SPE 連結と金融資産の認識中止という2つの支配概念が錯綜する分野における会計処理の整合性を分析した。それにより、経済的実質が同一となる2つの事象に対して、ともに「企業に対する支配」を適用した後に「資産に対する支配」を適用する結果、2つの事象の間で会計処理面での整合性が図られていることを確認した。

もとより、本稿では資産流動化という限定的な局面を取り上げて分析を行ったに過ぎない。2つの支配概念の関係に関するIASBの主張が他の事象においても妥当性を有するかについては、より範囲を広げた考察が要求されることは論を俟たない。特に、連結財務諸表の作成プロセスが完了しているにも関わらず、個別的な会計基準の適用が認められ、追加的な会計処理が求められる余地のあるケースがないかどうかについては注意を払う必要があるだろう。

財務報告の起点を報告企業の画定に置くIFRSのアプローチの難点を補足的に述べるならば、個々の企業の財務諸表の合算・修正によって作成されるはずの連結財務諸表の作成プロセス自体を見えにくくさせることを指摘できる。換言すれば、連結財務諸表の報告主体となる最終的な「企業」が、いかなる企業を結合して形成されたものなのかについて、一層不明瞭にさせる懸念がある。

逆に、連結手続を実施する上で起点となる「企業」の最小単位があるとすれば、そうした最小単位の個別財務諸表の作成において優先的に適用されるのは「資産に対する支配」であり、「企業に対する支配」ではない。少なくとも財務諸表の作成プロセスに着目すれば、そうした順序となるはずである。しかし、そうした最小単位の識別もまた容易ではない。企業の最小単位は法人格を有する「会社」に限られない。会社に内包される本店や事業部といった単位もまた、1つの企業（エンティティ）とみなしうるからである。さらに、支配の対象となる「他の企業」についても、法人格を有する「会社」に限られない。会社の一部が企業を形成していたり、

複数の会社の一部が1つの企業を形成したりする場合や、SPEのように特定の目的をもって企業が組成される場合も想定される。

このように考えると、「企業に対する支配」と「資産に対する支配」のいずれを優先すべきなのかという問題は循環論法となり、簡単には結論が得られない。むしろ、連結での財務報告を前提とする場合に重要性が増すのは、報告企業を形成する多様な「企業」をどう識別するかであろう。そして、そうした識別が要求される多様な局面において適用される2つの支配概念の関係を区々に検討していくことが必要となる。その意味で、報告企業概念の新たな展開は、連結会計における通念を再考する契機でもあるといえる。

#### 参 考 文 献

- IASB (2008a), Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting, The Reporting Entity*, International Accounting Standards Board. –PV
- IASB (2008b), Exposure Draft, *ED10 Consolidated Financial Statements*, International Accounting Standards Board. –ED10
- IASB (2009), Exposure Draft, *Derecognition, Proposed amendments to IAS39 and IFRS7*, International Accounting Standards Board. –DE
- IASB (2010a), *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, International Accounting Standards Board.
- IASB (2010b), Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, International Accounting Standards Board. –RE
- IASC (1998), SIC Interpretation 12, *Consolidation – Special Purpose Entities*, International Accounting Standards Committee. –SIC12
- IASC (1999), IAS39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. (includes amendments resulting from IFRS issued up to 31 December 2009), International Accounting Standards Committee / International Accounting Standards Board. –IAS39
- 梅原秀継 (2010) 「報告企業概念形成とその課題 会計上の entity を中心として」『企業会計』第62巻第8号, pp. 39-46.

姜昌憲 (2009) 「財務報告における報告エンティティ概念の展開 エンティティ論  
試論」『経済集志』第79巻第1号, pp. 65-88.

齋藤雅子 (2009) 「リポーティング・エンティティの概念形成」『會計』第175巻  
第6号, pp. 70-83.

(付記)

本稿は平成23年度成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。